



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 救急病院の告示（医療政策課） ..... 1
- 農業振興地域の区域の変更（農政経済課） ..... 1
- 公共測量の実施の通知（道路管理課） ..... 1
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定（中部土木事務所） ..... 2

### 公 告

- 行政書士試験合格者の発表（市町村課） ..... 2
- 大規模小売店舗の新設の届出・2件（中小企業支援課） ..... 2
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課） ..... 4

## 告 示

### 沖縄県告示第28号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和8年1月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
沖縄県立中部病院	うるま市字宮里281番地	沖縄県	令和8年2月1日	令和11年1月31日

### 沖縄県告示第29号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、平成22年沖縄県告示第270号で指定した農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和8年1月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 変更した地域の名称 南城農業振興地域
- 2 変更の内容 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画の変更に伴い、新たに用途地域として定める地域に含まれる農業振興地域を南城農業振興地域から除外する。
- 3 縮小の範囲 別紙平面図のとおり（「別紙平面図」は、省略し、沖縄県農林水産部農政経済課において縦覧に供する。）

### 沖縄県告示第30号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、うるま市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和8年1月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 うるま市与那城宮城

- 2 公共測量を実施する期間 令和8年1月26日から同年3月27日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

**沖縄県告示第31号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

令和8年1月30日

沖縄県中部土木事務所長 森 田 敦

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和7年11月10日
- 3 指定に係る道路の位置 西原町字我謝白川原709番3、710番3、710番4、711番3、711番11、713番7、713番9、713番10及び713番11
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 52.35メートル
  - (2) 幅員 4.10～6.00メートル

**公 告**

行政書士法施行細則（平成12年沖縄県規則第128号）第3条の規定により、令和7年11月9日に沖縄大学本キャンパスにおいて実施した令和7年度行政書士試験の合格者の受験番号について、次のとおり公告する。

令和8年1月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

9310006	9310007	9310008	9310021	9310024	9310025	9310027	9310028	9310029
9310031	9310033	9310036	9310049	9310053	9310070	9310071	9310072	9310074
9310083	9310086	9310091	9310100	9310104	9310108	9310114	9310116	9310136
9310188	9310190	9310195	9310196	9310197	9310201	9310220	9310224	9310226
9310228	9310229	9310230	9310241	9310242	9310272	9310275	9310277	9310288
9310295	9310298	9310305	9310308	9310319	9310320	9310329	9310331	9310362
9310380	9310386	9310388	9310392	9310402	9310403	9310449	9310450	9310473
9310474	9310477	9310487	9310502	9310532	9310548	9310565	9310596	9310623
9310625	9310636	9310642	9310659	9310703	9310727			

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、令和8年1月30日から同年6月1日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び石垣市農林水産商工部商工振興課において縦覧に供する。

令和8年1月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 届出年月日 令和7年12月26日
- 2 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）ドラッグストアモリ石垣市石垣店 石垣市宇石垣真地原451番ほか
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ドラッグストアモリ 福岡朝倉市一木1148番地の1 代表取締役 森竜馬
  - (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ドラッグ

ストアモリ 福岡県朝倉市一木1148番地の1 代表取締役 森竜馬

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 令和8年8月27日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,467平方メートル
- (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 62台
- (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 10台
- (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 50平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 7立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 24時間
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口2か所、出口2か所、出入口の位置 次の図のとおり
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで  
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び石垣市農林水産商工部商工振興課において縦覧に供する。)

### 3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、令和8年1月30日から同年6月1日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び石垣市農林水産商工部商工振興課において縦覧に供する。

令和8年1月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 届出年月日 令和7年12月26日

### 2 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) ドラッグストアモリ石垣大浜店 石垣市宇大浜南大浜418番6ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ドラッグストアモリ 福岡県朝倉市一木1148番地の1 代表取締役 森竜馬
- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ドラッグストアモリ 福岡県朝倉市一木1148番地の1 代表取締役 森竜馬
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 令和8年8月27日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,480平方メートル
- (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 60台
- (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 10台
- (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 48平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 9立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 24時間
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口2か所、出口2か所、出入口の位置 次の図のとおり
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間  
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び石垣市農林水産商工部商工振興課において縦覧に供する。)

### 3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保

持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

(2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年1月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年9月27日 沖縄県指令土第731号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字賀数189番1ほか4筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市大平一丁目2番20-503号石田シティー大平 知念なつき、浦添市大平一丁目2番20-503号石田シティー大平 知念広太郎
- 5 検査済証番号 令和8年1月16日 第5035号
- 6 工事完了年月日 令和7年12月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年1月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和7年2月3日 沖縄県指令土第46号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字東風平東原910番11及び910番17
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南城市大里字稲嶺512番地アリビオ南城204 並里貴史
- 5 検査済証番号 令和8年1月21日 第5037号
- 6 工事完了年月日 令和7年12月13日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1
---	---